

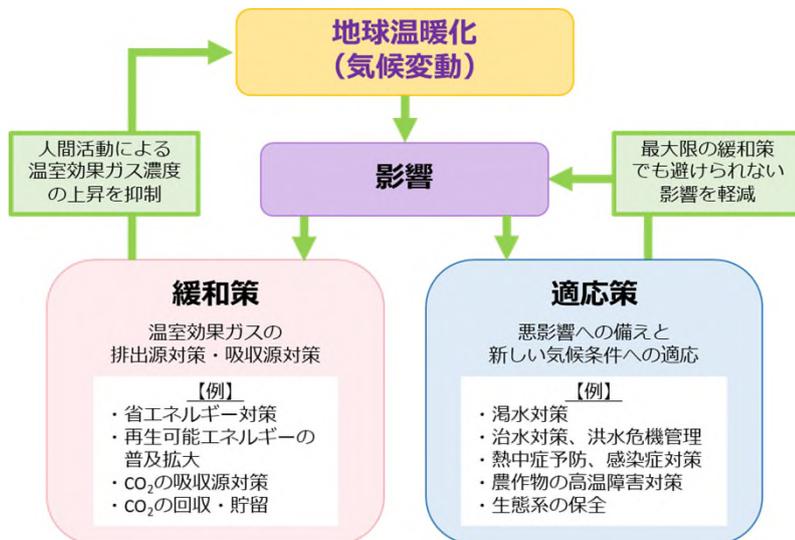
貝塚市 地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 概要版

令和6年3月

1. 計画策定の趣旨

近年の国際的な動向や国内の動向を踏まえた場合、これまで以上に地球温暖化対策を講じていくことが必要であり、**市民・事業者・行政等が連携・協働して**進めていくことが必要不可欠です。

本計画では、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と、地域における自然的・経済的・社会的状況に応じた、気候変動への「適応策」について推進していきます、市域の脱炭素化を図ります。



出典：気候変動の観測・予測及び影響評価総合レポートより一部編集（2012年度版）

2. 地球温暖化問題とその影響

近年、産業活動が活発になり、温室効果ガスが大量に排出され、温室効果ガスによる熱の吸収量が増えた結果、気温が上昇しています。21世紀末に予測されている気候変動の影響を見た場合、気温上昇や災害、生態系の変化のほか、健康被害などが発生すると予測されています。

この影響を受け、国際的な枠組みとして2015（平成27）年12月にパリ協定が採択され、産業革命前（18世紀半ば）から地球の平均気温の上昇を1.5℃以内に抑える努力を追求することが示されました。



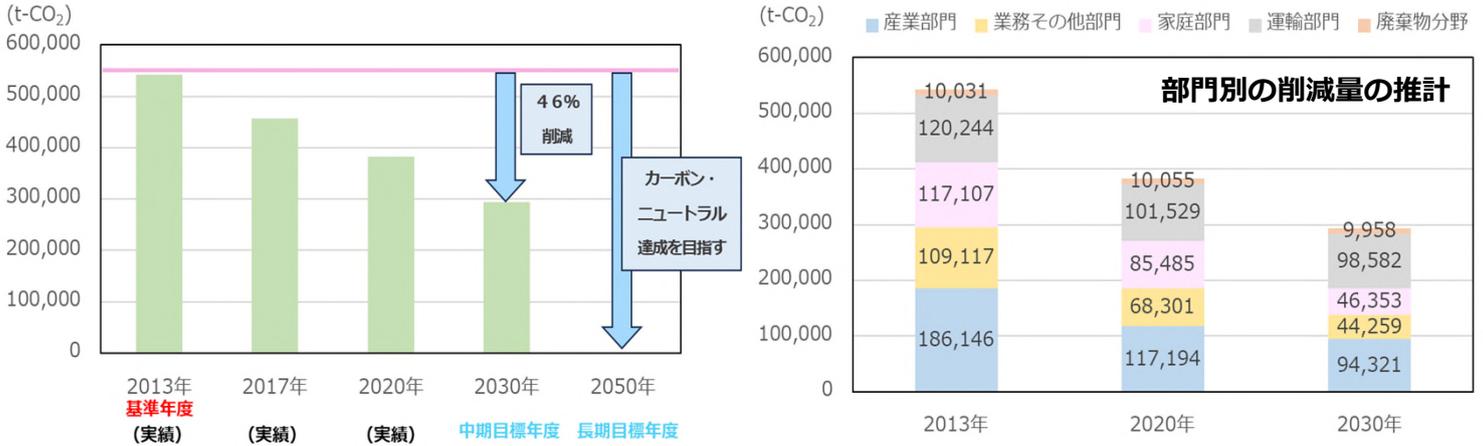
3. 地球温暖化対策に向けた国、大阪府、市の動向について

国	<ul style="list-style-type: none">2016（平成28）年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定2018（平成30）年11月に気候変動適応法に基づく「気候変動適応計画」を閣議決定2020（令和2）年10月に2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを宣言（カーボン・ニュートラル）
大阪府	<ul style="list-style-type: none">2019（令和元）年10月に、2050年に府域における二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすことを表明2021（令和3）年3月に「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定
市	<ul style="list-style-type: none">2007（平成19）年2月に「貝塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、2022（令和4）年度までに温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で36.8%削減2024（令和6）年3月に「貝塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、本計画）を策定

4. 計画期間と温室効果ガスの削減目標

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までとし、削減目標を「中期目標」、「長期目標」と設定して進めていきます。

本計画の削減目標では、国や大阪府が実施する施策と本市で実施する施策によって市域において期待される削減効果を踏まえ、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で**46%以上の削減を目標**とし、2050（令和32）年の「長期目標」では**カーボン・ニュートラル社会の実現を達成目標**とします。



5. 基本方針と地球温暖化防止に向けた具体的な取組み（緩和策）

市民と共に紡ぐまちづくり

基本目標1
省エネルギー、カーボン・ニュートラルの推進

基本目標2
再生可能エネルギーの利用促進
(創エネ・蓄エネ)

基本目標3
脱炭素化につながる環境整備の促進

基本目標4
循環型社会に向けた行動変容の促進

基本施策

- 省エネルギー建物・設備等の普及と導入
- 省エネルギー行動の促進
- 再生可能エネルギーの普及と導入
- 蓄電エネルギーの普及と導入
- 公共交通機関の利用促進
- 自転車利用の促進
- 緑地の保全と創造
- 温室効果ガス吸収源となる森林の保全と拡充
- リデュース活動の促進
- リユース活動の促進
- リサイクル活動の促進

みんなで
取り組もう!!



本計画では、市民・事業者・行政の各主体が協働して取組みを進めていき、市域のカーボン・ニュートラルを実現するための基本的な目標として4つの目標を掲げ、具体的な取組みを進めていきます。市の具体的な施策と市民・事業者の取組みの一部を以下に掲載します。

基本目標1：省エネルギー、カーボン・ニュートラルの推進

市の施策	市民・事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅の断熱改修促進 ・ 新築住宅のZEH化や事業所のZEB化 ・ 省エネルギー設備の導入補助施策の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金を活用した既存住宅の断熱改修の実施 ・ ZEH・ZEB及び省エネルギー設備の導入 ・ 温室効果ガス排出量削減に向けた効率的な設備導入

基本目標2：再生可能エネルギーの利用促進（創エネ・蓄エネ）

市の施策	市民・事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーの利用促進 ・ 蓄電池導入の普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅や事業所、工場への太陽光発電設備や蓄電池の積極的な導入

基本目標 3 : 脱炭素化につながる環境整備の促進

市の施策	市民・事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利便性向上に向けた検討 市民・事業者に向けた緑地化の推進 森林保全活動を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出が少ない交通手段の利用 住宅（庭・ベランダ・壁面等）や事業所・工場の緑化 市民・事業者・行政と連携し、森林保全活動への参加を促進

基本目標 4 : 循環型社会に向けた行動変容の促進

市の施策	市民・事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> コンポストの貸出 電動式生ごみ処理機の購買時の助成による普及促進 マイバックやマイボトルの利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化の徹底 コンポストや電動式生ごみ処理機の活用 マイバックやマイボトルを積極的に利用する

市域で推奨される取組み（一部抜粋）



中央公民館

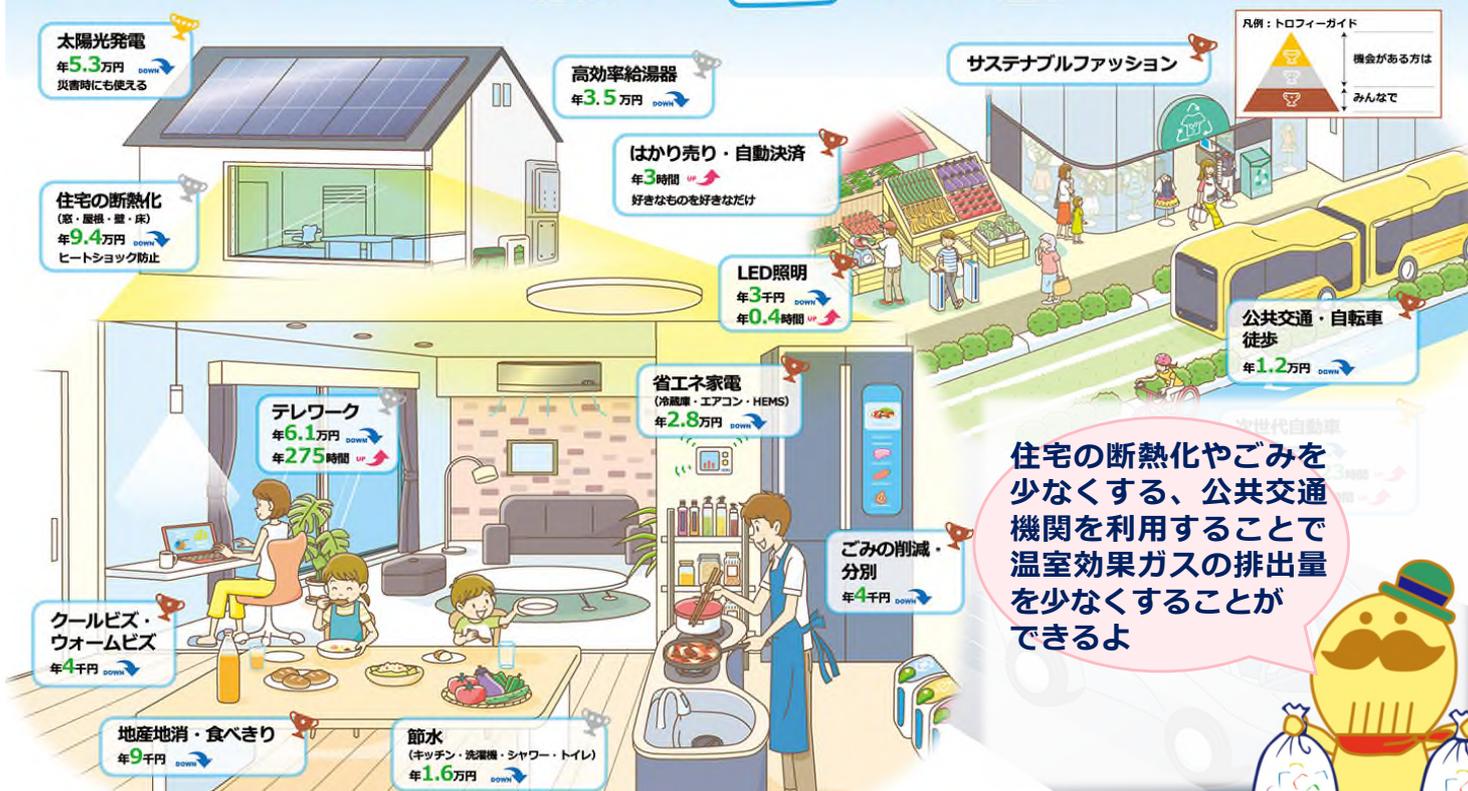
貝塚市ではかいづかプラスチックごみゼロ宣言を2019（令和元）年6月に行い、おおさかマイボトルパートナーズに参加し、2023（令和5年）10月からは市内4カ所に給水器を設置しています。

マイボトルを持参し給水器を利用することで、プラスチックごみの削減に努めましょう。

マイボトルを持って出かけよう！！



脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後



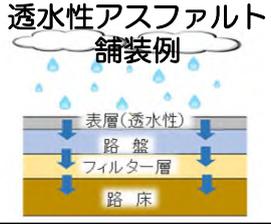
6. 貝塚市における気候変動による影響及び適応策

本計画では温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」以外に、地球温暖化により将来予測される気候変動の影響による被害の回避・低減を図る「適応策」については、「農業、森林・林業」、「水環境」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「市民生活・都市生活」の7つの分野について、市民・事業者・行政等が実施できる取組みを進めていきます。市域内での具体的な取組みの一例を以下に掲載します。

気候変動の影響が懸念される事例（一例）

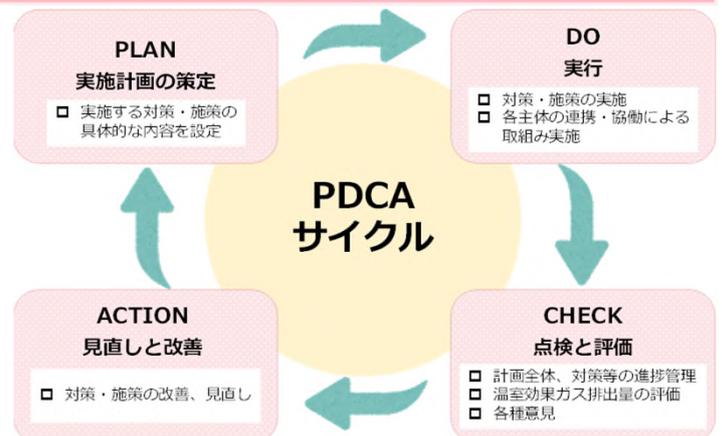
- ・ 大雨や短時間強雨の発生頻度の増加による洪水等の水害発生リスクの上昇
- ・ 気温上昇による熱中症救急搬送者の増加



分野	市の取組み	市民・事業者の取組み
自然災害 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に対する意識啓発につながる防災教育・防災訓練を実施します。 ・ 災害から身を守るためのマイ・タイムラインや個別避難計画の作成を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害を想定した実践的な防災訓練に積極的に参加します。 ・ マイ・タイムラインや個別避難計画を作成し、災害時の行動を平常時に決めておきます。 
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水浸透施設の設置を推進し、浸水被害の軽減を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時から貯留槽等を利用し雨水の貯留に協力します。災害時には断水時のトイレの流し水に利用し活用する等、有事に備えます。  <p>雨水貯留タンク</p>
健康 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症に関する情報発信や啓発活動を推進します。 ・ 猛暑時に暑さをしのぐ場所として公共施設等を開放する等、熱中症を防ぐ取組みを推進します。 (熱中症リスクを低減するため、温度抑制ベンチを庁舎に設置しました。)  <p>温度抑制ベンチ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の発症を防ぐため、体調管理に注意し、こまめな水分補給等を行います。 

7. 計画の推進

脱炭素社会の実現に向けては、市民・事業者・行政等の多様な主体が連携して取り組むことが必要です。持続可能な活動を行うためには、各主体が連携・協働して計画を推進するための体制づくりが重要です。また、脱炭素社会の実現に向けて本計画において位置づけた各種取組みを確実に実施するため、PDCAサイクルに基づいて毎年度計画の進捗管理を行います。



発行元：貝塚市 市民生活部 環境衛生課

〒597-8585 貝塚市島中1丁目17-1

TEL 072-423-2151 (代表) TEL 072-433-7186 (直通)

FAX 072-433-7511 (代表)

Email kankyo@city.kaizuka.lg.jp



貝塚市
HP